

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(緑川森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 6 年 4 月	1 日
至	平成 3 1 年 3 月	3 1 日

(平成 2 8 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(緑 川 森 林 計 画 区)

(第 1 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自 平 成 2 6 年 4 月 1 日

至 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日

(平 成 2 8 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進し並びに豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めるため、新たに「遊々の森」の設定等及びそれに伴う機能類型の変更を行うため、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成28年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成26年3月策定、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 ⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ②更新総量 ③保育総量」を上記理由により変更する。
- (3) 「6 国民の参加による森林の整備に関する事項」の「(3) その他必要な事項」を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他	
森林空間利用タイプに関する事項	1
⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他	
水源涵養タイプに関する事項	1
（4）主要事業の実施に関する事項	1
① 伐採総量	1
② 更新総量	2
③ 保育総量	2
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	2
（3）その他必要な事項	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
		面 積

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	<u>8,964</u>

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	<u>104,500</u>	<u>284,500</u> (<u>2,674</u>)	<u>389,000</u>
前 計 画	31,200	298,800 (3,061)	330,000

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	<u>300</u>	11	<u>312</u>
前 計 画	104	1	106

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	<u>349</u>	<u>66</u>	<u>145</u>	—	4
前 計 画	235	55	108	—	1

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

名称	面積(ha)	位置(林小班)
<u>遊々の森</u>	<u>1.56</u>	<u>1137と、ぬ</u> <u>1139り、ぬ、る</u>

第4次国有林野施業実施計画書

(緑川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成26年4月	1日
至	平成31年3月	31日

(平成28年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進すること並びに「遊々の森」の協定が締結されたことから国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成28年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成26年3月策定、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等、(4) 伐採総量、(5) 更新総量、(6) 保育総量」を上記理由により変更する。
- (2) 「8 その他必要な事項」の「(1) 施業指標林、試験地等、(2) フィールドの提供」を上記理由により変更する。

目 次

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(4) 伐採総量	2
	(5) 更新総量	3
	(6) 保育総量	4
8	その他必要な事項	4
	(1) 施業指標林、試験地等	4
	(2) フィールドの提供	5

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	296.15	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	4,335.61	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	2,091.62	同上	80～120
	アカマツ長伐期	6.22	同上	80
	ケヤキ長伐期	40.66	同上	150
	その他人工林	155.24	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	784.58	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	9.79	伐採箇所の縮小、分散化による 複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	711.00	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	219.77	伐採箇所の縮小、分散化による 択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	10.22	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外	—			
合計	8,660.86			

注： スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	<u>11,827</u> (143)	<u>11,827</u>				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	267 (3)	267				
快適環境形成タイプ	—	524 (4)	524				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	42,606	9,806	52,412			
	スギ長伐期	<u>43,119</u>	<u>167,659</u>	<u>210,778</u>			
	ヒノキ長伐期	<u>4,960</u>	<u>83,692</u>	<u>88,652</u>			
	ケヤキ長伐期	—	10	10			
	その他人工林	—	1,395	1,395			
	天然林長伐期	—	154	154			
	保護樹帯	143	1,212	1,355			
	しいたけ原木	1,017	—	1,017			
	計	<u>91,845</u>	<u>263,928</u> (2,524)	<u>355,773</u>			
合 計	<u>91,845</u>	<u>276,546</u> (2,674)	<u>368,391</u>	<u>20,609</u>	<u>389,000</u>	—	<u>389,000</u>
年 平 均	<u>20,622</u>	<u>56,880</u> (613)	<u>77,502</u>	<u>4,498</u>	<u>82,000</u>	—	<u>82,000</u>

注1：() は間伐面積である。

注2：年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 : m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
宇 土 市	2,197	8,372	10,569	/	/	/	/
宇 城 市	3,666	9,555	13,221				
美 里 町	3,291	<u>44,223</u>	<u>47,514</u>				
御 船 町	<u>7,490</u>	<u>20,535</u>	<u>28,025</u>				
益 城 町	1,888	15,073	16,961				
山 都 町	<u>73,313</u>	<u>178,788</u>	<u>252,101</u>				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ°	自然維持 タイプ°	森林空間 利用タイプ°	快適環境 形成タイプ°	水源涵養 タイプ°	合 計
人 工 造 林	単層林 造 成	—	—	—	—	<u>105.33</u>	<u>105.33</u>
	複層林 造 成	—	—	—	—	<u>195.14</u>	<u>195.14</u>
	計	—	—	—	—	<u>300.47</u>	<u>300.47</u>
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	0.90	0.90
	ぼう芽	—	—	—	—	10.22	10.22
	計	—	—	—	—	11.12	11.12
合 計		—	—	—	—	<u>311.59</u>	<u>311.59</u>

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	—	—	—	—	349.32	349.32
	つる切	—	—	1.04	—	64.98	66.02
	除 伐	0.44	—	0.80	2.41	141.62	145.27
	枝 打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	4.08	4.08
	計	0.44	—	1.84	2.41	560.00	564.69

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設 定 年 度	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
次代検定林	矢 部 署 ス ギ	S38	3.62	1010は1	ス ギ
	九 熊 本 第 5 6 号	S52	1.20	1137い4、い5	ス ギ
	九 熊 本 第 117 号	H 3	1.00	1014ま4	ヒ ノ キ
	九 熊 本 第 育 - 3 号	H 9	0.41	1006む3	ヒ ノ キ
	九 熊 本 第 育 - 2 号	H 5	1.21	1134ほ1	ス ギ
遺伝試験林	九 熊 本 第 144 号	H13	0.46	1012へ3	ス ギ
	九 熊 本 第 159 号	H21	0.33	1142ほ6	ス ギ
育種集団林	九 熊 本 第 143 号	H13	0.63	1012へ2	ス ギ
	九 熊 本 第 158 号	H21	0.66	1142ほ6	ヒ ノ キ
抵抗性検定林	九 熊 本 第 108 号	H 2	0.80	1057れ2	ス ギ
交雑実生林	矢 部 署 ス ギ	S39	1.54	1012ろ1	ス ギ
遺伝子保存林	ナ ン ゴ ウ ヒ	S51	2.17	307に1	ヒ ノ キ
展 示 林	品 種 別 展 示 林	S42	2.00	1140い2	ス ギ
溪畔保全プロジェクト林	金 山 川	H25	13.56	1145わ、よ、れ	

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
<u>1137と、ぬ</u> <u>1139り、ぬ、る</u>	<u>遊々の森</u>	<u>平成27年9月17日協定</u> <u>食とみどり、水を守る熊本県民会議</u>
1144い、は、に、ほ、へ、と、 ち、イ 1145全部 1146い、ろ、ろ1、は、に、へ、 へ1、と、ち、り、ぬ、る、イ	社会貢献の森	平成22年7月26日協定 サントリーホールディング(株)